

様式第1号（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度第2回坂戸市児童福祉審議会
開 催 日 時	令和8年2月12日（木） 午前10時00分 開会 午前11時20分 閉会
開 催 場 所	坂戸市役所303, 304会議室
議長（委員長・ 会長）の氏名	竹下 玲
出席者（委員） の氏名・出席者数	丸山 文恭、小川 奈津子、柳田 敬子、島田 隆、竹下 玲、 西村 早苗、本間 絹江、岡部 鈴瑚、松原 航平 藤澤 蓮花 計10名
欠席者（委員） の氏名・欠席者数	有光 博、酒井 誠、河越 恵、吉川 和美 計4名
事務局職員の 職・氏名	こども健康部長 井上 晋 こども健康部次長兼こども支援課長 三谷 良昭 こども健康部副参与兼市民健康センター所長 有田 さおり こども健康部保育課長 加賀谷 順子 こども支援課 戸谷課長補佐、飯嶋課長補佐、森田課長補佐、 眞下係長、藤島係長、山口主任 保育課 関口課長補佐、藤本係長、小谷野係長 市民健康センター 栗田係長
会 議 次 第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 事 （1）坂戸市児童福祉審議会条例の改正について （2）坂戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の 調査審議について 4 その他 ・坂戸市こどもまんなかオンライン意見箱について ・5歳児健康診査の実施について 5 閉 会

配 布 資 料	<p>1 事前送付資料</p> <ul style="list-style-type: none">・【資料1】坂戸市児童福祉審議会条例・【資料2】坂戸市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について・【資料3】乳児等通園支援事業所の認可及び確認について・事業者向けリーフレット こども誰でも通園制度 <p>2 本日配布資料</p> <ul style="list-style-type: none">・令和7年度第2回児童福祉審議会次第・坂戸市児童福祉審議会委員名簿・令和7年度第2回坂戸市児童福祉審議会事務局名簿・【資料4】坂戸市こどもまんなかオンライン意見箱投稿意見一覧
---------	--

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
進行（事務局）	1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 坂戸市児童福祉審議会条例の改正について
事務局	事前送付資料【資料1】に基づき説明 (質疑なし)
事務局	(2) 坂戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の調査審議について
事務局	事前送付資料【資料2】、【資料3】、事業者向けリーフレット こども誰でも通園制度に基づき説明
(質問)	
委員	利用者の資格は、市内に在住している者に限るか？
事務局	市外在住の方も利用可能である。
委員	現時点で、定員に対してどの程度児童が入所しているのか？
事務局	現在、来年度の入所選考を進めている。2次募集もあるが、現状小規模保育施設としては、半数程度枠が埋まっている状態である。従って、19人の定員に対して、余裕活用型であれば、9人程度は受入可能である。
委員	確保職員数の意味は？
事務局	【資料3】中、①、②の事業所は、既に確保している職員の総数を指している。③、④の事業所は、本事業に当たって専任の職員の人数を表している。

委員	利用料金300円は無料や300円以上とすることも可能か？
事務局	国では、目安で300円としている。利用前に説明することで300円以外の実費徴収も可能である。
委員	本制度開始予定の4カ所の園はいくらか？
事務局	1人300円を基準に、昼食等をとる場合は昼食代300円、おやつ代100円とする予定である。
委員	利用にあたって、一時保育のように事前面談はあるか？
事務局	利用にあたっての事前面談がある。今後、他自治体も確認の上、運用をしていきたい。
委員	事前面談は保育所ごとに行うのか？
事務局	保育所ごとに面談を行う。
委員	月10時間の利用時間の上限が設定されているのか？
事務局	月10時間までの上限が設定されている。多くの場合、一時保育と併用して活用されることが考えられる。
委員	一時保育と本制度の違いは？
事務局	目的が異なる。一時保育では、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等が対象であり、いわば保護者のための制度であるが、本制度は、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長できる全てのこどもの育ちを応援するもので、こどものための制度である。
委員	事前面談はどのように行うのか？市を通すのか？
事務局	各保育施設が直接行うことになる。

委員	本制度を利用する家庭は、こういった家庭を想定しているか？
事務局	子が保育園に預けられていない家庭を想定している。
委員	本制度の周知の方法は？
事務局	広報3月号への掲載、ホームページへの掲載、報道各社への情報提供のほか、各保育施設にパンフレットの設置を予定している。
委員	地域の人に気軽に知らせる方法は考えられるか？
事務局	児童センターやつどいの広場、赤ちゃん訪問などを活用して、各家庭に知らせることを検討する。
委員	産婦人科や児童センターも活用して制度の周知を図るのも効果的と考えられるが、いかがか？
事務局	参考にさせて頂く。
委員	家庭アドバイザーの会や各地域交流センターのイベントで本制度の周知を図りたい。
事務局	制度内容など伝えていただけると助かる。必要なパンフレットも用意するので、その際は、ご依頼頂きたい。
委員	地域交流センターでも制度を知らせるようになるとよいと考える。
事務局	こども家庭センターには、利用者支援員も配置されているので、積極的なPRを検討していく。
委員	本制度の周知にあたって、ホームページのアクセス方法について、工夫は？
事務局	各制度がまとまったホームページを検討する。 (その他、資料の事業者の認可に関し、異議なし。)

事務局 (質問)	7 その他 ・坂戸市こどもまんなかオンライン意見箱について 本日配布資料【資料4】に基づき説明
委員	投稿された意見の数は想定の範囲内か？
事務局	坂戸市こどもまんなかオンライン意見箱については、常設であるため、今後意見数は増えていくと考えられる。
委員	こどもに対する回答のため、よりこどもにわかりやすい表現がよい。
事務局	回答の表現を工夫する。
委員	「対応部署なし」との記載があるが、何か対応できないものか？
事務局	意見の内容に対応する部署が庁内にはないが、可能な対応を検討する。
事務局	・5歳児健康診査の実施について
事務局 (質問)	説明
委員	健診を行うにあたり、発達課題について早期発見、早期介入ができるよう、親にとってもこどもの発達について発見や気づきがあるように努めてもらいたい。
事務局	5歳児健康診査については、集団での対応を見ることで、小学校の通学につなげる目的もあり、健診を通じて早期支援につなげることができるよう努めていく。
委員	対象年齢と実施方法は？
事務局	5歳から5歳6か月未満児で年中の児を対象とする予定であり、健康センターでの集団健診で実施する予定である。

委員	健診の項目は？
事務局	内科診察、集団行動観察、保健・心理・歯科相談等の予定。
委員	5歳児健康診査は国の主導か？
事務局	法定ではないが、国の補助事業である。
委員	不登校、教室になじめない児のためになる健診となるのか。健診時に保護者に講話をする機会はあるのか。
事務局	学校生活にスムーズに移行ができることを目的とした健診であり、児の特性について早期に対応ができるよう保健指導等を通じて、保護者には伝えていきたいと考えている。
	8 閉会